

第3章

計画の考え方

(1) 課題解決の方向性

第3次計画で実施してきた目標で達成に至らなかった課題については、本計画においても引き続きこれまでの取組を実施していくほか、社会情勢の変化により新たに顕在化した課題などにも対応していきます。

第2章で考察したとおり、男女の平等感などの認識については、大きな変化は見られず、男女間や各年代層で認識の差があります。また、職場や地域社会における平等感の認識にも変化はみられず、男女の平等が進んでいるとは言えません。このように意識格差の改善が男女共同参画社会の実現に向けて大きな課題となっています。

このため、すべての人が成長する過程において、教育などの充実により、常に男女平等の意識を持つことができるようにするとともに、実行を支える制度などの浸透を図ることで、引き続き男女共同参画の取組を進めるものです。

(2) 男女共同参画とSDGs

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、経済・社会・環境の諸問題の解決に取り組み、持続的な世界を実現するための17の目標を定めています。

特に、SDGsの目標5として「ジェンダー平等の実現」を掲げており、性別による差別をなくし、女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かちあえる社会をつくること、女性と女兒が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられることを目標としています。本計画は男女共同参画社会の実現を目標としており、SDGsの目標5をはじめとする17の目標と重なっていることから、本計画により男女共同参画を推進することは、SDGsの推進につながるものと考えます。

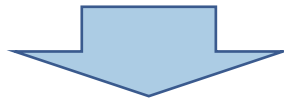


男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本計画は、この「男女共同参画社会の実現」を目標とします。目標の達成に向けて、津市男女共同参画推進条例に明記されている次の4つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

<津市男女共同参画推進条例における基本理念>

- (1)男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2)男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3)社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4)男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。



<第4次津市男女共同参画基本計画の目標>

～男女共同参画社会の実現～

●第4次津市男女共同参画基本計画の取組方針

本計画では学校、職場、家庭、地域のそれぞれの場面での取組方針を持ち、施策に取り組んでいきます。

それぞれの場面での取組方針	学 校	・子どもたちの発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通して、男女共同参画の意義や重要性を正しく理解し、具体的な態度や行動につなげられる力の育成
	職 場	・性別にかかわらず個性と能力を発揮できる職場づくり ・あらゆるハラスメントのない職場環境づくり
	家 庭	・安心して子育てや介護ができる環境の実現と、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくり ・配偶者などからの暴力の根絶
	地 域	・固定的な性別役割分担意識の解消 ・方針決定の場における女性の参画促進



一人ひとりの男女共同参画社会の意識を高める
男女が共に活躍できる社会に仕組みを変える

男女共同参画社会の実現には、男女の地位の平等感や、固定的な性別役割分担意識等の課題の解消が求められており、そのためには学校や地域での教育が重要です。そこで、本計画では、幼少期から生涯にわたる男女共同参画の教育の機会の充実を図ることを一番の柱とし、市民の性別に捉われないような意識への変化を促していきます。

また、職場においてのワーク・ライフ・バランスを実現し、政策・方針決定の場における女性の参画を推進することで、女性活躍を推進します。そして、家庭や地域の身近な暮らしの場において、男女が協働して活躍できる環境づくりを進めるとともに、DVやハラスメント等、男女共同参画の推進を阻害する暴力などに対しては、防止対策と被害者への支援に取り組みます。さらに、市民へ広く男女共同参画を啓発することで、誰もが安心して暮らせる社会をめざします。

基本目標

I 生涯にわたる男女共同参画の教育

子どもの頃から男女共同参画の意識づくりを促進するため、教育の機会の充実を図るとともに、市民一人ひとりがそれぞれの立場から実践することができるよう、地域や家庭における意識啓発に努めます。

II ワーク・ライフ・バランスの促進

女性の活躍に向け、就業支援を行うとともに、豊かな暮らしの実感を得ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を支援します。

Ⅲ 政策・方針決定の場における
女性の活躍推進

行政、事業所、地域をはじめ、さまざまな団体などの方針決定の場に、女性も男性も参画を促進することで均衡の取れた協働社会をめざし、また、企画・立案の過程に女性が積極的に参画できる社会をつくります。

Ⅳ 身近な暮らしの場における
男女共同参画の推進

男女が協働して、仕事、家庭、地域で活躍できるよう、育児・介護等の支援と生涯にわたる健康で安心して暮らせる環境づくりの支援を通じて、暮らしの場における男女共同参画を推進します。

Ⅴ 男女共同参画を阻害する
暴力防止などに対する環境の整備

男女共同参画を阻害する重大な人権侵害であるDVやあらゆるハラスメント等を予防し、根絶するため、DVやハラスメント被害者への支援に向けた、相談支援体制の充実と、暴力根絶に向けた啓発に取り組みます。

Ⅵ 誰もが安心して暮らせる
男女共同参画社会づくり

男女共同参画に対する正しい理解を促進し、男女がともに地域活動や家庭生活等に参画できるよう、男女共同参画の意識啓発や推進体制の強化を促進します。

4

施策体系

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I 生涯にわたる男女共同参画の教育	①教育の場における男女共同参画の推進 ②家庭・地域における男女共同参画の促進
	II ワーク・ライフ・バランスの促進	③事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進 ④就業・能力開発のための支援 ⑤自営業における女性活躍の推進
	III 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑥事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦市の方針決定などにおける男女共同参画の推進
	IV 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧子育て支援の充実 ⑨男女の生涯にわたる健康の支援 ⑩介護・高齢者・障がい者支援の充実 ⑪防災対策における男女共同参画の推進
	V 男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備	⑫DV防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実 ⑬あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実 ⑭生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実
	VI 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり	⑮男女共同参画に関する意識の普及 ⑯女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進 ⑰男女共同参画推進のための連携体制づくり

下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

